

社団法人日本肝臓学会専門医制度規則施行細則

平成 14 年 4 月 1 日 制定
平成 24 年 6 月 8 日 改正

第 1 条 社団法人日本肝臓学会肝臓専門医（以下「専門医」という。）制度規則の施行に関し必要な事項は、この細則に定めるところによる。

第 2 条 審議会は、肝臓専門医制度審議会規則で定める委員と第 3 条に定める各ブロックの地区代表世話人から構成される。

第 3 条 日本全国を次の 6 ブロックに区分し、各ブロック別に地区審議会委員会（以下「地区審議会」という。）を置く。

- (1) 北海道・東北
- (2) 関東・甲信越
- (3) 東海・北陸
- (4) 近畿
- (5) 中国・四国
- (6) 九州

第 4 条 各地区審議会は委員若干名により構成され、当該地区の専門医の資格認定及び認定施設の施設認定を行う。委員のうち 1 名を地区代表世話人として、当該地区審議会と本学会事務局と密接な連携を保つものとする。

第 5 条 専門医研修カリキュラムの履修に関する手続きは、別に定める。

第 6 条 指導医及び専門医並びに認定施設の申請は、毎年 9 月 30 日とする。

第 7 条 すべての審議は、申請の翌年の 2 月末日までに終了しなければならない。

第 8 条 審議会の結果は、本学会機関誌に発表する。

第 9 条 申請書類は、正本 1 通とする。

第 10 条 専門医の審査認定料は、30,000 円とする。

2 認定更新の審査認定料は、30,000 円とする。

第 11 条 この細則は、審議会及び理事会の承認を受けなければ変更することができない。

第 12 条 細則の実施に関して生ずる疑義については、審議会の議を経て決するものとする。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。